

静岡県告示第321号

静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第5条第1項により、次の静岡県指定有形文化財の指定を解除したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年4月15日

静岡県知事 鈴木康友

種別	有形文化財（工芸品）
名称	刀 無銘（伝顕國）
員数	1口
指定書番号	第263号
指定年月日	昭和38年12月27日
理由	県外移転